

現場代理人の取扱について（お知らせ）

標記の件については、技術者不足が懸念される中、事業の着実な執行を図ることを目的に令和2年5月から現場代理人の兼任の緩和措置を講じているところですが、さらなる着実な予算執行を図るため、以下のとおり緩和措置を改めますのでお知らせします。

1 対象工事及び兼務を認める要件

- (1) 日出町が発注する工事を対象とする。
- (2) 兼務できる工事は2件までとし、現場代理人を兼任することにより、安全管理、工程管理等の工事現場の運営等が困難にならないことが確認できる災害復旧工事、緊急工事、その他発注者が認める場合においては、3件まで兼任することができるものとする。
- (3) それぞれの工事の請負代金額が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）であること。（ただし、いずれかの工事が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）であっても、当該工事に配置された主任技術者等が兼任に係る手続きにより、兼任を認められた場合は、当該工事の現場代理人の兼務を認める。）

2 兼務をする場合の留意点

- (1) いずれも日出町の発注する工事で、現場代理人の工事現場における運営取締り及び権限の行使に支障がないよう連絡員を配置すること。
- (2) 兼務しようとする工事現場と常時連絡を取りうる体制にあること。
- (3) 兼務しようとする工事の工事監督員に事前に承諾を得ること。
※ ただし、安全管理上の理由、工事の難易度及び施工内容等により、兼務が適当でないと判断した場合は、兼務を認めないことがあります。

3 適用期間

令和7年6月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

お問合せ先
日出町財政課 契約検査係
0977-73-3117